

令和8年度在宅ワーク促進事業業務仕様書

1. 委託業務名

令和8年度在宅ワーク促進事業業務

2. 業務の目的

滋賀県の女性の労働力率は、30歳代を谷とするいわゆる「M字カーブ」を示しており、結婚・出産・育児を理由として、離職する女性が多い。一方で、子育て期の無職の女性の就業希望も多い状況にある。

そこで、様々な家庭の事情により外で働くことが困難であり、自宅での仕事を希望している女性が、デジタルスキルを身に付けて在宅ワークで就業できるようになることを目的とする。

なお、本業務における在宅ワークとは、注文者から委託を受け、情報通信機器を活用し、主として自宅または自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成または役務の提供を行う就労をいう。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

4. 委託業務の内容

(1) 在宅ワークに関する講座等の企画・開催

・次に掲げる講座等を企画・開催すること。

- ①スキルアップセミナー
- ②企業向けセミナー
- ③在宅ワーカートレーニング
- ④企業とのマッチング交流会

・講座等の企画に当たり、「5. 講座等の概要」を踏まえ、全体の実施計画や各講座のプログラムの考案、講師の人選、関係者等との連絡調整等のすべての業務を行うものとする。

・講座等の開催に当たり、準備やスケジュール調整、会場手配、受講者・参加者の募集・広報、関係機関や関係者等との連絡調整および当日の進行管理や会場運営等のすべての業務を行うものとする。

・講座等の開催に当たり、受講者・参加者等に対するアンケートを作成し、実施する。

・講座等の企画内容について適時に県の確認を受けた上で実施するものとする。

(2) 実績報告書の作成

・本委託業務の終了後、委託業務の内容を取りまとめた報告書を作成し、提出するこ

と。

- ・講座受講者のうち、受講後、新規就業につながった人数、デジタル技術を仕事に活用している人数を報告すること。

5. 講座等の概要

(1) スキルアップセミナー

ア. 趣旨

- ・在宅ワークを始めたい女性を対象に、在宅ワーカーとして働くための、しくみや働き方、ビジネスマナー等の基礎的な知識およびデジタルスキルに関する知識獲得に向けたセミナーを開催する。

イ. 内容

- ・全2回、各3時間程度の開催とすること。
- ・講座回数、開催時間については目安であり、これを上回る提案も可。
- ・在宅ワークのしくみや働き方、ビジネスマナー等の基本を学べる内容やデジタルスキルに関する内容を含み、在宅ワーカーとしての円滑な業務の受注や就業に結びつく内容であること。

ウ. 開催方法

- ・集合形式またはオンライン形式のどちらでもかまわない。

エ. 留意点

- ・オンライン開催の場合、オンラインの受講方法等について、受講者がスムーズに受講することができるよう事前に参加者へメール・電話等で周知・説明すること。
- ・参加者に対し、「(4) 企業とのマッチング交流会」への参加を積極的に促すこと。
- ・本セミナーにおいて、商品の売買、県に無断での他団体等のPR等を行ってはならない。参加者においても同様とする。また、スキルアップセミナーにおいて知り得た情報を基に、スキルアップセミナー後に上記の営業行為等を行うことについても同様とする。
- ・開催にあたり、講座に必要なパソコン等は、受託者または利用者が準備するものとする。
- ・開催にあたり、講座で用いるデザインソフト等は、受講者に費用が発生しないようにすること。

オ. 定員

- ・在宅ワークを始めようとする女性 各回20人程度

(2) 企業向けセミナー

ア. 趣旨

- ・企業側が在宅ワーカーと上手く連携していくための知識を学べるセミナーを開催する。

イ. 内容

- ・ 1回、3時間程度の開催とすること。
- ・ 開催時間については目安であり、これを上回る提案も可。
- ・ 在宅ワークの業務の切り出しや業務発注の手続き方法を学べる内容であること。
- ・ 在宅ワーカーの方との円滑なやり取りや、「(4) 企業とのマッチング交流会」で確認しておくべきポイント等、企業側が在宅ワーカーと上手く連携していくためのノウハウを学べる内容であること。

ウ. 開催方法

- ・ 集合形式またはオンライン形式のどちらでもかまわない。

エ. 留意点

- ・ オンライン開催の場合、オンラインの受講方法等について、受講者がスムーズに受講することができるよう事前に参加者へメール・電話等で周知・説明すること。
- ・ 参加者に対し、「(4) 企業とのマッチング交流会」への参加を積極的に促すこと。
- ・ 本セミナーにおいて、商品の売買、県に無断での他団体等のPR等を行ってはならない。参加者においても同様とする。
- ・ 開催にあたり、講座に必要なパソコン等は、受託者または利用者が準備するものとする。

オ. 定員

- ・ 在宅ワーカーに業務を発注したいと希望している企業 10社程度

(3) 在宅ワーカートレーニング

ア. 趣旨

- ・ 在宅ワーカーとして働くにあたり必要となる、基本的な一連の手続きを実践的なトレーニングとして行う。

イ. 内容

- ・ 1回、3時間程度の開催とすること。
- ・ 開催時間については目安であり、これを上回る提案も可。
- ・ 企業とのやり取りや期限管理、仕様書に基づくデザイン作成や修正など、事務の基本的な一連の手続きを実践的にトレーニングできる内容であること。

ウ. 開催方法

- ・ 集合形式で行う。

エ. 留意点

- ・ 参加者に対し、「(4) 企業とのマッチング交流会」への参加を積極的に促すこと。
- ・ 本セミナーにおいて、商品の売買、県に無断での他団体等のPR等を行ってはならない。参加者においても同様とする。
- ・ 開催にあたり、講座に必要なパソコン等は、受託者または利用者が準備するものとする。

オ. 定員

- ・ 在宅ワークを始めようとする女性 20人程度

(4) 企業とのマッチング交流会

ア. 趣旨

- ・在宅ワーカーと企業等とのマッチングの機会を提供する。

イ. 内容

- ・3時間程度の開催とする。
- ・在宅ワーカーに対し、企業等の在宅ワークの発注業務や求めるスキルに関する情報を紹介するとともに、企業等との商談の機会を設ける。
- ・参加企業の募集に当たり、在宅ワーカーの活用に関心のある企業等の掘り起こしを積極的に行う。

ウ. 開催方法

- ・大津または草津地域において集合形式での開催とする。なお、参加企業や参加者がオンラインでも参加できるよう工夫することは妨げない。
- ・収容人数に余裕がある会場での開催とする。

エ. 留意点

- ・開催に当たり、参加者の希望に応じて託児サービスを提供すること。
- ・マッチング効果を高めるため、参加する在宅ワーカーおよび参加企業双方のニーズに配慮すること。
- ・会場内に参加企業のブースを設けることとし、在宅ワーカーが参加企業のブースを回る際、スムーズに、また、できるだけ多くの参加企業と交流できる工夫を行うこと。
- ・本交流会を参加企業による在宅ワーク業務の受発注以外の営業行為やPR活動等に利用してはならない。参加者においても同様とする。また、交流会において知り得た情報を基に、交流会後に上記の営業行為等を行うことについても同様とする。
- ・参加する在宅ワーカーと参加企業双方に対し、誠意ある取引の実施やリスク管理の必要性について周知徹底するとともに、本交流会を契機とする取引上のトラブルに対し主催者は一切責任を負わない旨周知徹底すること。

オ. 定員

- ・「(1) スキルアップセミナー」および「(3) 在宅ワーカートレーニング」の受講修了者等の在宅ワークを始めようとする女性および現に在宅ワーカーとして働いている女性 50人程度
- ・在宅ワークの発注を希望する企業等 10社程度

6. 業務スケジュール (予定)

契約締結後～令和8年7月末

開催時期・場所の決定

令和8年8月中旬

広報開始

令和8年10月～11月頃

スキルアップセミナー・企業向けセミナー・在宅ワーカートレーニングを開催

令和8年12月頃

企業とのマッチング交流会開催

令和9年3月

実績報告書等の提出

※企画内容に応じて、受託者と県の協議によりスケジュールを調整する。

7. 特記事項

- (1) 本委託業務の実施に当たり、必ず責任者を置くとともに、実施体制および実施スケジュールを県に書面で報告すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。
- (3) 講座の開催場所となる会場の利用に当たり、当該施設の利用規定等および管理者の指示を遵守すること。
- (4) 託児サービスの提供に当たっては、乳幼児の安全に十分配慮した人員および設備・環境を整えること。また、託児サービスについては開催時間中の取り扱いとすること。
- (5) 本業務の履行に際し使用する著作物等については、肖像権、著作権、商標権その他の諸権利を侵害することのないよう必要な手続きを行い、これに必要な経費は委託費に含むものとする。また、これらの知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (6) 本業務を通じて得た受講者の個人情報、受託者において適正に保有、管理するとともに、本業務の遂行に必要な限度においてのみ利用すること。
- (7) その他、仕様のない事項または仕様について生じた疑義については、県および受託者の双方で協議するものとする。